

## 屋久島観光協会 入会、退会及び会費に関する規定

### (目的)

第1条 この規定は、屋久島観光協会（以下、「協会」という）の会則第6条、第7条及び第8条の規定に基づき、協会の会員の入会、退会及び会費等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (入会手続)

第2条 協会の正会員とは、会則第6条の規定により入会を承認されたものである。

2 協会の正会員になろうとする者は、入会申込書（第1号・第2号様式）に以下の書類を添付して、協会の事務局に提出しなければならない。

但し、この協会に入会しようとする者で、過去にこの協会を除名とされた者が、再び入会しようとする場合は、除名処分となった日から起算して2年を経過していなければならない。

- (1) 所属しようとする業種代表理事（部会長）と、その他の理事1名の推薦状（第1号・第2号様式）
- (2) 誓約書（第3号様式）。
- (3) ガイド業は、個人登録とする。ガイドにあつては、屋久島に6箇月以上の住所を有する住民と正会員ガイド2名の推薦状（第4号様式）、6月以内の顔写真。
- (4) ガイド業（法人企業）にあつては、観光協会正会員ガイドの社員1名以上を有し6箇月以上の営業実績を確認できる書類（観光協会での位置づけは一般企業とする）。
- (5) その他の業種にあつては、6箇月以上の営業実績を確認できる書類。
- (6) 許認可を必要とする事業の場合は許認可を証する書類の写し。
- (7) 個人にあつては住民票、法人にあつては法人登記簿謄本。
- (8) 施設等を有している場合は、その平面図及び周辺見取図。
- (9) その他、会長が審査に必要と認める書類。

3 会長は、前項の規定に基づき、理事会において入会を承認したときは、入会決定通知書（第5号様式）により、入会申込者に通知しなければならない。

### (変更届)

第3条 正会員は、入会申込事項（申込者名・代表者名・名称・業種・住所・所在地等）に変更が生じたときは、速やかに変更届（第6号・第7号・第8号・第9号様式）を提出しなければならない。

### (入会日)

第4条 理事会の審査を経て入会を認められたものは、入会の審査を行った理事会の開催日の翌日を入会日とする。但し、除名処分となった者の再入会の時期については、理事会の審査を受けた後、3箇月をもって入会日とする。

なお、審査後3箇月の間に会員として不適切な行為があつたと認められる場合、その者の入会は認めないものとする。

### (年会費)

第5条 正会員の年会費については、会員種別に応じて次のとおりとする。但し、前3条の手続きを経て入会を認められた者の初年度の会費は、定められた年会費を12月で除した金額に、当該年度の在籍月数を掛けた額とする。

#### (1) 宿泊業

定員数	会費(円)
1 ~ 21未満	15,000

21 ～ 41未満	30,000
41 ～ 61未満	50,000
61 ～ 81未満	70,000
81 ～ 101未満	100,000
101以上	120,000

(2) 運輸業

①バス事業者

保有台数 (台)	会 費 (円)
1 ～ 5	50,000
6 ～ 20	60,000
21 ～ 30	70,000
31以上	80,000

②レンタカー事業者

保有台数 (台)	会 費 (円)
1 ～ 5	15,000
6 ～ 10	20,000
11 ～ 20	30,000
21 ～ 30	35,000
31 ～ 40	40,000
41 ～ 100	45,000
101以上	50,000

③タクシー事業者

保有台数 (台)	会 費 (円)
1 ～ 10	20,000
11 ～ 20	25,000
21 ～ 30	30,000
31 ～ 40	35,000

④船舶事業者（フェリー）

車載可能台数（台）	会 費（円）
40未満	10,000
40 ～ 60	15,000
61以上	30,000

⑤船舶事業者（高速船）

船舶数（隻）	会 費（円）
1隻	20,000
2隻	40,000
3隻	60,000
4隻	80,000
5隻	100,000
6隻	120,000

(3) ガイド業（個人）

ガイド業	会 費（円）
個人ガイド	15,000

(4) ガイド業（法人企業）

ガイド業は、年会費 15,000 円とする。

(5) 物販業

床面積（坪）	会 費（円）
10未満	15,000
10 ～ 20未満	20,000
20 ～ 30未満	25,000
30 ～ 40未満	30,000
40 ～ 50未満	35,000
50 ～ 100未満	50,000
100 ～ 150未満	60,000
150 ～ 200未満	70,000
200 ～ 250未満	80,000
250 ～ 300未満	90,000
300以上	100,000

(6) 飲食業

飲食業	会 費 (円)
個 人	15,000
法人企業	20,000

(7) 一般企業

一般企業については、年会費を1万以上とし、会社の規模・従業員数・事業実績等を勘案し、理事会において決定する。

2 賛助会員の会費は、年額100,000円以内とする。

(会費の納入等)

第6条 年会費は、当協会が発行する請求書により指定された日までに支払うものとする。

(会員名簿)

第7条 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿(第11号式)に登録する。

2 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取扱わなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会届(第10号様式)を提出して、任意に退会することができる。

2 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。

3 会則第9条及び第10条の規定により除名又は会員資格を喪失した場合は、前項の規定を準用する。

4 理事会は、会員が資格喪失又は経営困難その他の事情により退会した年の会費を納入することが困難であると認めるときは、第8条の規定にかかわらず、年会費の免除を議決することができる。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、理事会の決議をもって行う。

(補則)

第10条 この規定に定めるもののほか、この規定の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

(附則)

1 この規定は、平成31年4月1日から施行する。